

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から39年3月まで

申立期間当時、私は両親と生計を共にしていたが、昭和38年2月に会社を退職したとき、すぐに父が国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、ほかの家族の保険料と一緒に父が納付してくれた。

領収書等、保険料を納付したことを証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立人とその父親及び母親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、事実、申立人とその父親及び母親は、昭和36年4月の国民年金制度発足当時から加入手続がされている上、その父親及び母親は、申立期間を含めて加入期間すべての保険料を納付していることから、国民年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、申立期間の前後を通じて住所変更等も無く、生活状況に特段の変化も認められないことから、申立期間の13か月という短期間の保険料が納付できなかった事情も見当たらない上、上述した両親の加入及び納付状況を踏まえると、申立人の申立期間のみが国民年金の加入手続が行われず未加入とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

申立期間当時、民間の年金型保険に加入していたので、国民年金保険料を未納にしていたが、市役所の職員と区長が来訪し、「国民年金は国の制度だから安心して納付するように」と促され、未納期間の保険料をまとめて納付したはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和45年*月から国民年金に加入し、申立期間を除くすべての加入期間において国民年金保険料を納付していることから、国民年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人の申立期間は1回で、その前後の国民年金保険料は納付されており、かつ、申立期間以外の残余の期間はすべて納付済みである。

さらに、申立人は、一度国民年金保険料を未納にした理由、保険料納付を再開したきっかけ、まとめて納付したとする記憶等、詳細に申述していることから、申立人の申述には信憑^{びよう}性が認められる上、申立期間直後の昭和58年4月から同年12月の国民年金保険料を、同年12月にまとめて納付していることなどを踏まえると、過年度納付も可能であった申立期間のみを未納にしておくことは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫婦で飲食店を営んでおり、経営も順調であったと申述していることから、申立期間の12か月という短期間の国民年金保険料のみを納付できなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年3月まで

申立期間当時、民間の年金型保険に加入していたので、国民年金保険料を未納にしていたが、市役所の職員と区長が来訪し、「国民年金は国の制度だから安心して納付するように」と促され、未納期間の保険料をまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の遅れから20歳ごろに若干の国民年金保険料の未納はあるものの、申立期間は1回であり、その期間を除いて、その前後の保険料は納付されている上、申立期間以外の残余の期間はすべて納付済みである。

また、申立人は、一度国民年金保険料を未納にした理由、保険料納付を再開したきっかけ、まとめて納付したとする記憶等、詳細に申述していることから、申立人の申述には信憑^{ひょう}性が認められる上、申立期間直後の昭和58年4月から同年12月の国民年金保険料を、同年12月にまとめて納付していることなどを踏まえると、過年度納付も可能であった申立期間のみを未納にしておくことは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、夫婦で飲食店を営んでおり、経営も順調であったと申述していることから、申立期間の18か月という短期間の国民年金保険料のみを納付できなかった事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年6月まで

昭和36年3月に婚姻して、A県B市にある元の夫の家に嫁いだ。元の夫は会社勤務をしていたが、その当時、国民年金の話聞いた覚えがあるので保険料を納付していたと思う。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人の住所の移転履歴及び旧姓等から国民年金の加入記録、国民年金手帳記号番号払出簿等を調査したところ、申立人と旧姓及び生年月日が同一である国民年金手帳記号番号がC市において払い出されていることが確認された。この手帳記号番号の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の記録では、申立人の主張する申立期間とは一致しないものの、昭和43年10月から44年6月までの国民年金の加入及び納付記録が記載されており、住所の移転履歴の記載を戸籍の附票と照合して確認することはできないが、申立人の申述する住所とおおむね一致することから、当該手帳記号番号の記録は申立人のものと認められる。

2 一方、上述した期間を除いた昭和36年4月から43年9月までの期間について、申立人は国民年金保険料を納付していたと主張しているが、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の記憶が明瞭^{りょう}でないため、具体的な国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないが、申立人に対し、当時の住所地のA県

B市において手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間当時に同居していた元の夫も、厚生年金保険に加入していた期間を除き、国民年金保険料が未納とされている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年10月から44年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月から51年3月まで

申立期間当時、私は学生であったが、20歳になり母が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付してくれた。また、はっきりした時期は覚えていないが、自分が昭和60年から62年ごろに特例で5年から10年間さかのぼって保険料をA市役所に納付した記憶がある。

領収書等、納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年5月に払い出されており、その時点で20歳到達時の49年2月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認されることから、その時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和60年から62年ごろに、特例で5年から10年間さかのぼって、国民年金保険料をA市役所で納付した記憶があると申述しているが、特例納付制度は55年6月末の納付期日を最後として、それ以降は実施されておらず、ほかにさかのぼって保険料を納付した事情も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 46 年 3 月まで
昭和 43 年 7 月から 45 年 12 月まで A 市 B 町に住んでいた。その後、現住所に転居したが、B 町に住んでいた期間だけ保険料が未納とされている。夫は結婚して C 市から A 市に転入し、二人で同時に国民年金に加入し現在に至っている。夫には未納期間が無いが、私だけ 33 か月も保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が国民年金の加入手続及び納付に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は昭和 43 年 11 月に婚姻し、その夫は A 市に住所を移して、二人で同時に国民年金に加入したと申述しているが、その夫の C 市の国民年金被保険者名簿には、C 市から A 市に国民年金の転入届がなされた記録について、「43. 9. 25 移管通知」と記載されており、その夫の国民年金の手続は婚姻前に行われたことが推認されることから、申立人の申述とは整合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 1 月に払い出されており、この時点では、申立期間の国民年金保険料の一部は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

加えて、申立人に対して、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払

い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 41 年 4 月まで

A 社（現在は、B 社）に昭和 38 年 5 月から 41 年 4 月まで勤務していたが、39 年 5 月 22 日から 41 年 4 月までの厚生年金保険の記録が無い。出産のために会社を辞めたので同年 4 月までは勤務していた。この期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 5 月 22 日以降も継続して 41 年 4 月まで勤務していたことは、同社の従業員であった申立人の夫の証言からうかがえるものの、同社の事業主は「関連資料は残されておらず不明」と回答しており、申立期間前から同社に在籍していた従業員及び申立期間中に被保険者資格を取得している従業員からも、明確な証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを推認することができない。

また、社会保険事務所が保有している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 39 年 5 月 22 日の被保険者資格喪失の届出に伴い申立人の健康保険証が同年 6 月 29 日に返納されている記録が確認できる。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 47 年 12 月 26 日まで
A病院に勤務していた昭和 44 年から 47 年までの標準報酬月額が低くなっており訂正してほしい。申立期間においては、昼夜、責任者として勤務していた。退職時における標準報酬月額と新規採用者の標準報酬月額を比較したとき、納得できないものがある。給料と保険料が適正であったのかを再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していたA病院における標準報酬月額が、新規採用者と比較しても低すぎるので訂正してほしい旨主張しているが、社会保険事務所が保有している同病院における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の記録には、申立人の標準報酬月額が後日さかのぼって減額されている等の形跡は見当たらない上、申立人の申立期間における標準報酬月額は、同僚の標準報酬月額と比較しても、その推移に不自然さはない。

また、A病院は「当時の記録が現存しておらず詳細は不明」と回答しているが、申立人の昭和 47 年 12 月退職時の標準報酬月額である 8 万 6,000 円については、当時の常用労働者の平均賃金水準が 6 万 4,000 円程度であったことを踏まえると、著しく低額であった事情はうかがえない。

さらに、申立人はその主張に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。